

重点振興作物を新規栽培、面積拡大、経営維持したい

北上市重点振興作物強化事業費補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

重点振興作物(アスパラガス、ニ子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、トマト(ミニトマトを含む)、きゅうり)の新規栽培、面積拡大、経営維持に要する資材経費等を支援します。

対象者は？

- ①重点振興作物の新規栽培、面積拡大に取り組む農業者や法人
(新規栽培面積または拡大する面積が300㎡以上 ※せりは100㎡以上)
- ②重点振興作物を既に栽培し、機械または設備を導入して経営維持に取り組む農業者や法人
(栽培面積が300㎡以上 ※せりは100㎡以上)
- ③重点振興作物のハウス栽培において、高温対策資材を用いて高温対策に取り組む方
(栽培面積が100㎡以上)

どのような事業内容？

当年の栽培のために購入したものに対して補助されます。

対象者	補助対象経費	種別	補助額
①	栽培用資材費	種苗、支柱、鉢、ネット、ロープ、マルチ	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額
	土壌用費	肥料、土壌改良資材、堆肥、農薬、土壌精密検査費	
①、②	機械導入費	畝立て・マルチ用機械、育苗用機械、植付用機械、防除用機械、収穫用機械、出荷調整用機械	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額 ※上限20万円
	設備導入費	かん水装置、制御装置、ハウス部材	
③	高温対策資材費	遮光幕、遮熱資材、断熱材、塗布剤	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額 ※上限10万円

これに加え、JAいわて花巻の組合員の方は、JAいわて花巻からの事業補助を受けられる場合があります。

手続はどうするの？

JAいわて花巻北上地域営農グループ(TEL 71-1333)へ申し込んでください。

※補助金はJAいわて花巻地域営農グループを通じて交付されます。